

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰  
推薦事業者募集要項

1. 表彰の目的

内閣総理大臣や厚生労働大臣が、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護サービス事業所・施設等を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2. 募集の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護サービス事業所・施設等を対象とする。

介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス事業所・施設等（別表1）とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。なお、本表彰の対象は、介護サービス事業所・施設等单位であり、運営法人単位ではない。

（別表1）

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

### 3. 表彰の要件等

#### (1) 表彰の対象となる取組（アからウまでの取組のうち1つ以上実施していること）

ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

#### (2) 法令等の遵守

① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していること。

② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

### 4. 表彰の種類

#### (1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度

#### (2) 厚生労働大臣表彰

① 優良賞：優れた取組を行う事業者を数名程度

② 奨励賞：上記以外の事業者（著しく不相当と判断された者を除く。）

### 5. 表彰等のスケジュール（予定）

3月29日：県への応募期限

4月中旬頃：県が推薦事業者を決定

4月下旬頃：県が国へ事業者を推薦

6月頃：国の選考委員会による選定

夏頃：表彰式の開催

### 6. 推薦の方法

提出期限までに、以下の提出書類を奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課に提出すること。

#### <提出書類>

- ・関係法令遵守報告書（様式1）
- ・介護職員の働きやすい職場環境づくり 推薦事業者調書（様式2）
- ・様式2の補足資料（※必要に応じて10ページ以内で提出すること。）
- ・取組と関連する写真（取組ごとに1～2枚程度）

#### <提出期限>

令和6年3月29日（金）必着

#### <提出方法>

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課人材確保・育成係宛てにメールで提出

メールアドレス：[fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp](mailto:fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp)

#### <その他推薦に係る留意事項>

- ※ 同一の法人が運営する介護サービス事業者・施設等を複数申込するのは不可。
- ※ 応募は自薦、他薦を問わないが、他薦の場合は、被推薦事業者が表彰を希望すること及び表彰の要件を満たすこと等について推薦者が全て確認したうえで申込すること。
- ※ 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式が国において実施される予定であるため、受賞した場合は、事業者の代表者及び介護職員等現場の職員が出席すること。

### 7. 推薦事業者の選定方法

提出された推薦調書（様式2）をもとに、別紙「選考基準」の評価項目・ポイントに基づいて、県が設置する選考委員会によって審査を行い、選定する。

- ※ 審査において、評点の高い者から順に選定する。ただし、満点の6割未満の場合は選定しない。
- ※ 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出依頼や内容の照会等を行う場合がある。

### 8. 推薦事業者の決定

- (1) 奈良県が推薦する介護サービス事業所・施設等の数  
1事業所から2事業所程度とする。
- (2) 推薦事業者の決定  
4月中旬頃に、選定結果を通知する。
- (3) その他

県は、選定した事業所・施設等またはその運営法人に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合や、提出された資料等の内容に虚偽がある場合は、推薦を取消すことができるものとする。

## 9. お問い合わせ先

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課 人材確保・育成係（担当：大西）

電 話：0742-27-8039 Mail：[fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp](mailto:fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp)

別紙 選考基準

評価項目	評価ポイント	配点
<p>①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること</p>	<p>○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組</li> <li>・介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組</li> </ul> <p>○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</li> <li>・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組</li> <li>・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul> <p>○奈良県福祉・介護事業所認証制度、くるみん認定制度、えるぼし認定制度及びユースエール認定制度のいずれかについて認証を取得しているか。</p>	<p>50</p>
<p>②実効性のある取組であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。</li> <li>・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。</li> <li>・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また、事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。</li> </ul>	<p>30</p>
<p>③持続性のある取組であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。</li> </ul>	<p>10</p>
<p>④他の事業所での導入(横展開)が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。</li> <li>・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。</li> </ul>	<p>10</p>
	<p>合計</p>	<p>100</p>